

居宅介護支援契約書

株式会社ケアサポート j i j i

居宅介護支援（ケアマネージメント）契約書

様（以下、「利用者」といいます）と 株式会社 ケアサポート jiji 本郷ふふ 居宅介護支援事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

この契約は、事業者が利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が適正に確保されるようにサービス提供事業者や関係機関との連絡調整等の便宜を図ることを目的とします。

第2条（運営規定の概要）

事業者の運営規定の概要は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、当該介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画作成を行う業務を担当します。
- 2 介護支援専門員は、身分証明書を常に携帯して、利用者又は家族から求められた場合はそれを提示します。

第4条（介護支援専門員による居宅介護支援の内容）

〈要介護確定の申請にかかる支援〉

- 1 介護支援専門員は、利用者の意思を確認した上で、利用者の要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
- 2 要介護認定等の申請について利用者が希望する場合、介護支援専門員は申請を代行して行います。

〈居宅サービス計画作成の支援〉

担当者である介護支援専門員は、下記の通り居宅サービス計画作成を行います。

- 1 利用者及びその家族を訪問して面接を行い。状況やご希望をお聞きし、解決すべき課題を把握して、居宅サービス計画の原案を作成します。
- 2 居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象かどうか区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及び利用者の家族に対して説明し選択を求め、文書による同意を得ます。
- 3 サービス担当者会議（関係するサービス事業所等の担当者を招集して行う会議をいう）

の開催及びサービス事業所の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画原案の内容について、各担当者に専門的な立場からの意見を聞きます。

- 4 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治医（医師・歯科医師）の意見、指示を求めます。また、医療系以外のサービス利用を位置づける場合も、主治医の注意事項が示されているときは、その内容を尊重して行います。
- 5 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握及び必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の調整を行います。
- 6 居宅サービス計画に基づく給付管理表を毎月作成し国民健康保険団体連合会への送付を行います。

利用者は、介護支援専門員が居宅サービス支援を行うにあたり、可能な限り協力してもらいます。

第5条（苦情・相談等）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口（別紙重要事項説明書に記載）を設置し、自ら提供した居宅介護支援また居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、又は利用者が介護施設への入院、入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介、その便宜の提供を行います。

第7条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって誠実にその業務を遂行します。

第8条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援の料金は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第9条（中立義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供されるサービスの種類や事業者等がかたよることのないよう、公正中立に行います。

第10条（告知・説明義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

第11条（秘密保持義務）

- 1 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を漏らしません。退職後も同様です。
- 2 事業者は、利用者やその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

第12条（契約期間）

- 1 この契約期間は、居宅サービス計画依頼日から、契約の終了日までとします。
- 2 介護保険の更新手続きをされずに一度終了され再度新規申請された場合も、契約内容に異議がなければ、本契約は有効とします。

第13条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡された場合

第14条（情報の保存・開示義務）

- 1 事業者は、利用者の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類等を2年間保存します。
- 2 利用者がやむをえず本契約を解除した場合、その他利用者から申し出があった場合には、事業者は利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を新たな事業所に渡します。

第15条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他関係法令に従い定めるところを尊重して、双方が誠実に協議して決定いたします。

第16条（損害賠償）

事業者が、居宅介護支援の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反しそのことにより、利用者が居宅介護サービス利用に支障を生じ損害を受けた場合は、事業者は、その損害を速やかに賠償します。

第17条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときには、岐阜県地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 株式会社 ケアサポート jiji
 本郷ふふ 居宅介護支援事業所
<指定事業所番号> 2171200567
<住所> 岐阜県美濃加茂市本郷町4丁目9番15号
<代表者名> 太田 弥生
<電話番号> 0574（25）0789
<FAX> 0574（23）0076

利用者

<住所>
<氏名>

（代理人）

<住所>
<氏名>